

今、改めて著作権教育を考える。

-With/After コロナを見据えた知財教育の推進に向けて-

Consideration of Copyright Education. Now again

-With / After To promote Intellectual Property Education with an eye on Corona-

世良 清
Kiyoshi SERA

概要：「新しい生活様式」の工夫が求められるなか、オンライン活用の光と影が顕在化してきた。著作権の正しい知識の普及が喫緊の課題として挙げられるが、相次ぐ著作権法の改定には学校現場で対応しきれていない状況がある。With/After コロナを見据え、知財教育の推進に向けて著作権教育のあり方を考えた結果、今後、送り手と受け手の双方の立場に立った知財意識の普及啓蒙が重要であることが分った。日本の「知財教育」は、知財立国宣言と知的財産基本法制定を経て、10年を超す期間にわたって構築が続けられてきた。知財教育に関連する領域は、「知財権教育」「著作権教育」「産業財産権教育」と多数存在するが、内閣府が推進する「知財創造教育」の一環として、生徒・学生の目線に沿った著作権教育は、より一層の充実が求められる。

Abstract: Amid the need for devising a “new lifestyle,” the bright and dark sides of online utilization have become apparent, making the dissemination of correct knowledge about copyrights an urgent issue. However, currently, schools are unable to fully respond to the successive revisions of the Copyright Act. This paper considers the ideal form of copyright education for the promotion of intellectual property (IP) education, taking into account the “with/after COVID-19” era. It is argued that disseminating and increasing awareness about IP from the standpoint of both senders and receivers will be important moving forward. Japan’s “IP education” is founded on more than ten years of practice since the declaration to become a “nation built on intellectual property” and the enactment of the Intellectual Property Basic Act. There are many areas related to IP education, such as “IP rights education,” “copyright education,” and “industrial property rights education,” but it will be necessary to further enhance copyright education from the viewpoint of students and schoolchildren as part of the “education for the creation of IP” that has been promoted by the Cabinet Office.

キーワード：知的財産，著作権，図書館資料，新聞著作権，公募コンテスト，知財教育

Keywords: Intellectual Property, Copyright, Library Materials, Newspaper Copyright, Public Offering Contest, Intellectual Property Education

1. はじめに

コロナウイルスの感染拡大によって、私たちは「新しい生活様式」^{注1)}の工夫が求められてきた。企業活動ではテレワークが広がり、大学や学校の授業もオンラインで実施され、学会の研究会活動などもオンライン開催が定着した。一方で、オンライン活用の光と影も顕在化し、著作権の正しい知識の普及が喫緊の課題として挙げられる。

著作権法^{注2)}は、文化の発展に資するため、著作物に対して著作者を財産権と人格権の両面から保護する仕組みを設けている。同法第35条は、学校教育における権利の制限、いわゆる特例を設けている。しかし学校現場では誤った事例も散見される。また、学校現場に限らず、創作物をめぐる社会問題も多数存在し、「漫画村」^{注3)}による著作権侵害事件や、「Winny」^{注4)}「Share」^{注5)}などによるファイル共有ソフト事件など、枚挙に暇がない。

東京オリンピック2020のエンブレム問題^{注6)}は記憶に新しい。これら著作権法違反による事件として法廷まで行きついた事例もあれば、創作者が気づかないような小さな侵害事例もあり、こういったことを未然に防止するためには、学校教育における著作権教育の充実が望まれる。

著作権の教師向けの啓発資料や教材は、文化庁¹⁾、(公社)著作権情報センター²⁾、(一社)私的録音補償金管理協会³⁾などから複数発行されているが、学校現場まで十分に行き届いているとは言えない。また、野中⁴⁾、大和⁵⁾、森田⁶⁾によって教員向けの出版書籍も見られ、日本知財学会知財教育分科会⁷⁾によっても、相次ぐ著作権法の改定には対応し切れていない。

このような状況にあって、本稿では、著作権教育の方法を模索する。筆者がこれまで実施してきた図書館資料の著作権表示調査^{注7)}^{注8)}、新聞の著作権規定の調査^{注9)}、各種コンテスト公募に関わる著作権規定の調査^{注10)}から、著作権教育を取り巻く状況を明らかにするとともに、今、改めてその在り方を考えた上で、With/After コロナを見据えた知財教育の方向性を展望することとしたい。

2. 著作物とはなにか。

それに先立ち、著作権法にはどのような経緯があるのか、著作物とは何かを把握することとする。

著作物は、著作権法で定義される。日本で著作権の保護が初めて規定されたのは、1869(明治2)年の「出版条例」で、1887(明治20)年には「版權条例」と名前を変え、さらに1899(明治32)年には「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」の加盟によって旧著作権法ができた。

現行の著作権法は、1970(昭和45)年に制定され、著作物やその実演、レコード、放送などに対する著作者とそれに隣接する様々な権利を保護することを定めている。ここで、著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義され、必ずしも有名な作家や画家などの作品でなくても、ちょっとした創作物もすべて該当する。産業財産権とは異なり、申請や許可といった手続きを経ずして、創作によって即座に著作権は発生する。

著作物の対象は、具体的に、小説、音楽、絵画、地図、映画、写真、プログラムなど広範囲に及び、権利の種類は、著作物の財産としての権利に関わるものと、著作者の人格権に関わるものに大別される。著作物の財産としての権利としては、複製権、上演権、演奏権、上映権、公衆

送信権、展示権、頒布権、貸与権、翻訳権と、その支分権は多岐にわたる。これらは譲渡や相続が可能である。著作権法制の初期には「版權」という言葉が見られたが、現行法では、そのような表現がないことがわかる。一方で、著作者人格権としての公表権、氏名表示権、同一性保持権は、一身専属の権利として、他者に移転できない権利であるが、これらは今日においてまだ多くの人に認識されているとは言えない状況にあり、著作権の保護や尊重の重要性を広く普及啓蒙することが求められる。

3. 著作権教育とはなにか。

これら著作権は、これまでに中学校学習指導要領では技術・家庭科技術分野で、高等学校学習指導要領では、共通・専門教科の情報科をはじめ、専門教科の工業、商業科などの各科目の内容の項で、また、音楽や美術などの芸術科においても、内容の取扱いの項で記述されている。しかし、これらは学校の授業には十分に反映されていない現状がある。著作権に関する授業を行っている場合も、法制度とその意味を説明するだけの知識伝授型の授業や、あるいは著作物を扱う際の違法性を指摘して複製や模倣を一方的に禁止する授業が多く見られる。しかし、先に挙げた著作者人格権にまで踏み込んだ教育実践は極めて少ない。従って、生徒・学生の行動様式に教育効果が表れてこない。これでは真の著作権教育とは言えない。

生徒・学生から提出されるレポートには、明らかに他者が作成しWEBに掲載されていると思われる図表や写真が、引用元の明記もなく公然と使用されることがあり、また他者の文章を安易に複製したものが多く見られる。ソフトウェアの不法コピーに対しては、違法性を指摘することは重要で、生徒・学生への適切な指導は確かに必要である。しかし、その際は、禁止するといった形式的な指導ではなく、他者の著作物、すなわち人格を尊重するという意識づけがいっそう重要となる。これが著作権教育の神髄であると言える。

ところで、指導する側の教師の意識はどうか。著作権法第30条では私的使用目的の複製が許容され、同法第32条では引用して利用できること、さらに同法第35条では、学校での授業をはじめとして公教育を行う教育機関での複製使用が一部認められるが、これらの意図や制限範囲を教師が明確に把握しているのか心許ない。例えば、問題集を購入しないままコピーして授業で配布することや、新聞の取材を受け掲載された記事をコピーし、許諾を得ることなく印刷製本して配布する例も散見さ

れ、学校内で行うのであればまったく自由であるという考えをもつ教師が多く存在する。ところが、出版社、とりわけ検定教科書の出版社から直接的に糾弾されることは皆無と言っていい。一方で、トラブルを避けて過剰に忌避する教師の言動も散見される。

これらは教師自身が著作権に対する考え方を十分に把握していないことに起因している。誤った指導が生徒・学生に伝わり、独り歩きすることがある。すなわち、同法第35条の規定により、学校内での問題が無い場合であっても、生徒・学生にとってはそれがそのまま社会で通用すると誤解が生じている。学校内では認められている行為が、学校外では認められない行為であることを明示的に告知する必要がある。

このような状況にあって、筆者は、著作権教育を進めるに当たって、知識伝授型の教育方法ではなく、社会のなかの様々な身近な事例から、生徒・学生と教師と一緒に体験的に学習する方法を模索した。

4. 図書資料の著作権表示調査

本節では書籍や雑誌などの印刷物（以下、図書資料）の著作権表示を調査し、そのあり方を考えることから、著作権教育の方法を検討する。

図書資料の多くは、奥付などで著作物としての権利表示が古くから存在し、また、コンピュータソフトなどと異なり、奥付は、和書の場合は巻末に掲載され、書名や著者名、発行年などの表示が明確である。また出版業界を中心としたこれまでの長い過程から、奥付などに著作権に関する注意や警告を記載することで、自ら保護することが行われてきた。

図書資料の著作権の表示は、明確である一方、著作権法は頻繁に改定されるため、書店に並ぶ新本と比べ、図書館の蔵書は今日の規定が反映されないままのものも多い。一方で、近年は、Print On Demand (POD)^{注11)}などのデジタル化技術の進展に伴って、新しい出版形態も出現した。そこでこれら図書資料の著作権の表示状況を調査することとした。

この調査は、予備調査として2011年12月に、T高校図書室に所蔵する図書資料から等間隔法でサンプリングし、筆者が日常の授業で使う教科書類を付加し、合わせて158冊を標本抽出した。その後、2012年12月までに刊行された10冊、さらに2021年8月に筆者の研究室に所蔵する100冊を標本に追加して、本調査として著作権の表示状況を収集整理した。その結果、次に示す6パターンに分類した。

4.1. 著作権に関する注意や警告の表示がまったくないもの

出版流通網を通さない私家版や官公庁による発行の冊子が多く、一般書籍・雑誌は少ない。著作権や産業財産権に関する冊子資料や、学校教材であるワークブックでも表示がないものも存在する。

4.2. ©マークを使用または「著作権所有」と表示したもの

全体の32.0%と最も一般的な表示である。標本のなかで、1961年と最も早く、また2012年においても使用されている。官公庁によるものにも©マーク、あるいは「著作権所有」の表示が見られるものもある(図1)。

<ul style="list-style-type: none"> ・© (これは、©のみの表示) ・© 名前 発行年 ・© 発行年 名前 ・「著作権所有」

図1 ©マークを使用したもの

4.3. 無断複写や転載を禁じる表示があるもの

標本では1985年に初めて出現し、その後、急速に使用されるようになった。しかし、表示の表現方法は多岐にわたり、©マークの表示併用とそうでないものがある(図2)。

<ul style="list-style-type: none"> ・この著作物の全部または一部を権利者に無断で複製(コピー)することは、著作権の侵害にあたり、著作権法により罰せられます。(1985, ©マークなし) ・本書は、構成・文書・プログラム・画像・データ等のすべてにおいて、著作権法の保護を受けています。本書の一部あるいは全部について、いかなる方法においても複写・複製等、著作権法上で規定された権利を侵害する行為を行うことは禁じられています。 ・本書は著作権上の保護を受けています。本書の一部または全部について(ソフトウェアおよびプログラムを含む)、株式会社〇〇〇から文書による許諾を得ずに、いかなる方法においても無断で複写・複製することは禁じられています。(2010, 2011)
--

図2 無断複写や転載等を禁じる表示があるもの

4.4. 無断複写や転載を禁じる表示があり、例外規定にも触れられているもの

標本での初出は1987年と、「無断複写や転載を禁じる表示があるもの」とほぼ同じ状況である。うち11冊は「日本複写権センター委託出版物」、1冊は「日本著作出

「著作権管理システム委託出版物」の表示がある（図3）。

- ・本書の内容の一部または全部を、無断で複写複製（コピー）することは、法律で認められた場合を除き、著作者および出版社の権利の侵害となりますので、その場合はあらかじめ小社あて許諾を求めてください。（1987, 1988, 1989, 1991）
- ・R 本書の全部または一部を、無断で複写（コピー）することは、著作権法上の例外を除き禁じられています。本書からの複写を希望される場合は、日本著作権センターにご連絡ください。（1994, 1999, 2004, 2005, 2007）
- ・本書の内容の一部または全部を、無断で複写複製（コピー）して配布することは、法律で認められた場合を除き、著作者および出版社の権利の侵害となりますので、小社あて事前に許諾をお求めください。（1996）
- ・JCLS（株）日本著作出版権管理システム委託出版物 本書の無断複写は著作権法上の例外を除き禁じられています。複写を希望される場合は、そのつど事前に（株）日本著作出版権管理システムの許諾を得てください。
- ・本書の内容の一部あるいは全部を無断で複写複製することは、法律で認められた場合を除き、著作者及び出版社の権利の侵害となりますので、その場合は予め小社あて許諾を求めてください。（2008）
- ・本書の一部または全部を著作権法の定める範囲を超え、無断で複写、複製、転載、テープ化、ファイルに落とすことを禁じます。（2009, 2010, 2011）

図3 無断複写や転載を禁じる表示があり、例外規定にも触れられているもの

4.5. 無断複写や転載を禁じる表示があり、例外規定にも触れられているが、「自炊」について、全面的に禁ずる表示のあるもの

2011年に出現した表示形式。しかし同年の標本中では21.7%と、必ずしも全ての書籍・雑誌で見られるのではなく、急激に販売数の減少があった特定の出版社に偏ったものではないかと推測できる（図4）。

- ・JCOPY 本書の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に（社）出版者著作権管理機構の許諾を得てください。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャン等の行為によりデジタル化することは、個人の家庭内の利用であっても、一切認められておりません。（2011）
- ・本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化すること

は、たとえ個人の家庭内の利用であっても一切認められておりません。（2011）

- ・本書の一部あるいは全部を無断で複写複製することは、法律で認められた場合を除き、著作権の侵害となります。また、業者など、読者本人以外による本書のデジタル化は、いかなる場合でも一切認められませんのでご注意ください。（2011）
- ・本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人の家庭内の利用であっても著作権法違反です。（2011）
- ・本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、いかなる場合も著作権法違反となります。（2011）

図4 無断複写や転載を禁じる表示があり、例外規定にも触れられているが、「自炊」について、全面的に禁ずる表示のあるもの

4.6. 発行者の「著作権規定」を参照するように示したものの

奥付部分には、4.2から4.5にあるような著作権表示をしないで、発行者のホームページを参照するように示している（図5）。

- ・本誌に掲載された著作物の複写、転載、翻訳などの詳細につきましては〇〇のホームページ <http://www.> 「著作権に関する規定、著作権許諾等に関するガイドライン」に記載されています。

図5 発行者の「著作権規定」を参照するように示したものの

4.7. 図書資料の著作権表示調査の考察

図書資料の著作権表示は、標本の73.8%では何らかの形で明示的に表示されていた一方で、26.2%は、今日においても特別な表示はなされていなかった。図書資料は、長期にわたって使用されるため、著作権法の制度の変化に対応できていないことも顕在化した。

世界各国には著作権が成立するために、何ら方式や手続きを必要としない国（無方式主義）と、登録や表示などを必要とする国（方式主義）とがあり、日本は1899年にベルヌ条約（無方式主義）に加盟したことにより無方式主義を採用しているため、必ずしもこのマークや著作権所有の表示をしなくても保護される。

著作権表示は、©マーク表示を除くと、概ね1985年頃から実施され始めたことがわかった。事務用複写機がコンビニエンスストアなどで誰でも低廉に使用できるようになった時期と関連しているかと思われる。著作権所有を明示的に主張するためのマークとして慣用される©マークは、著作者（著作権者）の氏名・著作物の公表年月日とともに、人目に付きやすい適当な場所に表示されることによって効果を発揮することを期待してつくられたマークである。万国著作権条約によって、このマークを表記することにより、この条約の加盟国で方式主義を採用している国でも著作権が保護される。

しかしながら、このマークの有無にかかわらず、不法コピーや海賊版などが散見される実態がある。1985年頃を機に「無断複写や転載を禁じる」という表示が一般的になり、その後、いわゆる例外規定にも触れる表示が出現し、2011年には「自炊」^{注12)}についても全面的に禁じられているとする表示が出現した。自炊を利用者自身が自らの手で行うのではなく、それを代行する業者が介在することが問題であり、大量の電子データを生み出し、流出することは違法であるが、そうであれば電子書籍を開発し実用化させた電子機器の業界にも責任の一端はある。有罪判決の確定とともに、代行する業者の消滅と共に、新たにこのような表示は見られなくなった。

近年は「本書の無断複写・複製（コピー等）は著作権法上の例外を除き、禁じられています」（2020）と、一般的普遍的な表示に戻り、「購入者以外の第三者による電子データ化および電子書籍化、私的使用を含め一切認められておりません」（2020）といった表現を変えた表示は残存しており、POD出版も同様である。これらはデジタル化がいつそう進む中で避けて通れない課題である一方、電子データ化や電子書籍化とは異なる公衆送信権の課題も、今後より顕在化することと考えられる。

図書資料は、出版業界を中心としたこれまでの長い過程から、著作物に注意や警告を記載することで、自らを保護することも行われてきた。しかし、著作権者とその利用者は対等の関係であるべきで、出版社が自らを保護する余り、一方で過剰とも言える表示が散見されるようになったことが気になる。すなわち、生徒・学生は、著作物などの知財に対して、禁止する旨の表示ばかりを目にすることによって、かえって尊重に対する気持ちを見失ってしまうのではないかと、疑念が残る。しかし、©マークや著作権所有の旨を明示することは、そのこと自体が教育効果を生み出すものとも考えることができ、その際は、著作物の違法な利用にかかわって、どのような

問題があるのかを、広く知らしめ、共感を得るような対応が望ましいのではないのだろうか。

5. 新聞の著作権規定調査

本節では新聞の著作権規定を収集、比較検討することから、著作権教育の方法を検討する。

新聞記事は、著作物を扱う上でも、教科書と共に学校内外で最も身近であり、書籍や雑誌などの図書資料などとは異なり、即時性の教材として有効であり、著作権法の制度の正しい知識の習得には、複雑な書籍や雑誌よりも、最新の新聞を体験的に取り扱うことができる点で有用である。

しかし一方で、学校内外で、クリッピング^{注13)}など、輕易に扱われることも多々見られる。そこで、新聞はどのような著作権規定を設定し、あるいは著作権を学習する機会を提供しているのかを調査した。その対象としたものは、全国紙、地方紙、専門紙の7紙である。各紙紙面やWEBに掲載された規定や利用案内を一部掲出し、要点を整理（以下、50音順）する。

5.1. 朝日新聞⁸⁾

朝日新聞は「著作権の保護を受けています」と明記し、利用規約等で定める範囲内で利用する場合や法的に認められる場合を除き、無断で利用できないことを示し、記事や写真を転載・利用する場合は許諾を求めるように記している。さらに、著作権法の制限について、私的使用と引用について概説し、学校などの教育機関での利用について簡単に説明している。さらに「新聞・通信社が発信する情報をネットワーク上でご利用の皆様へ」として、日本新聞協会の声明・見解⁹⁾へのリンクを設定している。また、AP素材の使用上の注意を英文で掲載している。

5.2. 河北新報¹⁰⁾

「著作権/著作物の利用申請」として、河北新報紙面やオンラインの記事、写真、動画などの著作物を転載して利用できるとして、手続きや注意事項を示している。また、記事は私的利用に限り、コピーを申し込むことができると表示している。

5.3. 産経新聞¹¹⁾

産経新聞は、「掲載された著作物は著作権法で保護されています」と述べ、「記事利用条件」を詳細に示し、「教育現場での活用」について説明している。また、「知的財産ポリシー」として、著作権とリンクについて明記し

ている。

5.4. 中日新聞¹²⁾

中日新聞は「中日新聞社またはニュース配信元である通信社、情報提供者に帰属します」と記し、私的利用の範囲を超える利用の場合の著作物使用申請書を、出版物、放送番組、インターネット・社内LANの4分野に分けて用意し、クリッピングについても言及している。また、Q&Aの形式で、私的利用の複製と引用について説明し、さらに「教育現場での利用」について、詳細に説明している。

5.5. 西日本新聞¹³⁾

西日本新聞は「著作物を利用する場合は営利・非営利にかかわらず、西日本新聞社の許諾が必要です」と記し、クリッピングにも触れている。

5.6. 日本経済新聞¹⁴⁾

日本経済新聞は「日本経済新聞 電子版」で提供しているコンテンツには著作権があります」と、電子版のコンテンツについて記している。

5.7. 読売新聞¹⁵⁾

読売新聞は「刊行物、ウェブサイト等に掲載している記事や写真などは、読売新聞社の著作物で、日本の著作権法や国際条約などで保護されています」と明記している。AP通信社の著作権については、日本語のほかに英文で表示している。

5.8. 新聞の著作権規定の考察

各紙とも、共通して©マークと共に、新聞社名と発行年の表示があり、さらに著作権について表現や形式は異なるものの、どの新聞も何らかの方法によって、明示的に表示していることが分かった。特に、私的な複製や引用については、その解説も複数あった。WEBについて限定されたものもあったが、著作権法は、すでにこれらの権利の制限について明示しているのであるから、WEBや個々の紙面に示すまでもなく、著作権法の制度が適用される。しかし、実際には、範囲を超えた複製が散見される現状において、具体的にわかりやすく解説することは、新聞は著作権教育の教材としても位置づけられる。こうして新聞記事の著作権規定を検討した結果、様々な課題が発見できた。

さらには、知財にかかわる記事もタイムリーに掲載さ

れるので、生徒・学生への適切な新聞活用は有効であると考えられる。

6. 各種公募コンテストの応募規定調査

本節では、各種公募コンテストの応募規定を収集調査し、課題を整理し著作権教育の方法を検討する。

企業や各種団体では、ビジネスにおけるマーケティング活動やCSR・メセナ活動の一環として、一般市民や小中高校生を対象に、広くポスターや標語などの様々なコンクールや募集活動が行われている。企業だけではなく、国や地方公共団体などでも実施され、創作物の公募は多種に及ぶ。これらへの応募は、応募者にとっても、自己の創作物が社会から評価され、励みになると共に、日ごろの学習や練習の成果を公表する機会になり、積極的に応募する人も多く存在する。賞金や賞品などの副賞の贈呈を受けることが楽しみという場合もある。

しかし、各種コンテストの著作権に関する規定には、著作者の権利を侵害すると考えられる事例も多数散見される。本節では、著作権をはじめとする知的財産にかかわる各種の公募の事例を調査し、類型化することによって、公募の募集者、応募者の双方の立場から、創作物の権利と義務の洗い出しを試みる。その上で、これら事例から、知財教育としての考え方を整理する。

6.1 公募調査の実施

公募の実態を下記の要領で調査した。公募チラシを収集することにし、その実施概要を示す。

- ①実施時期 2019（令和元）年7月～9月
- ②調査場所 東海4県（愛知、岐阜、三重、静岡）、東京都、大阪府の各都府県庁、および各都府県に所在する市役所の広報資料室、図書館、文化会館、生涯学習センター、駅、学校などの資料配布コーナー
- ③調査対象 一般市民や小中高校生を対象に、広くポスターや標語などのコンクールなどの募集要項・チラシを収集。応募者の対象を限定しているものを含む。
- ④調査収集数 100件

6.2. 収集データの整理

収集したデータのうち、調査対象として馴染まないものを棄却し、96件のデータを収集することができた。それをもとに、実施主体による分類、内容・部門により分類整理した。

6.3. 実施主体による分類

調査場所を、官公庁や公共施設を主としたことから、国や地方公共団体、公益法人などが実施主体となっているチラシが多数を占めた（表1）。

表1 実施主体による分類

実施主体者の種類	件数	主な実施主体者の名称
国, 地方公共団体, 独立行政法人	35	内閣府, 環境省, 愛知県, 岐阜県, 三重県, 静岡県, 東京都, 兵庫県, 静岡市, 名古屋市, 大垣市, 可児市, 国際協力機構
公益財団法人, 公益社団法人, 特別法による法人	18	図書館振興財団, 消費者関連専門家会議, しずおか健康長寿財団, かすが市民文化財団, 四日市市文化まちづくり財団, ちゅうでん教育振興財団, J R 西日本あんしん社会財団
一般財団法人, 一般社団法人	4	日本民営鉄道協会, 公園財団, 公共建築協会, 岐阜県身体障害者福祉協会
特定非営利活動法人 (NPO法人)	3	大杉谷自然学校, 大阪NPOセンター, イーパーツ
法人格のない公共団体	11	三重県高等学校文芸部連合研究会, 三重県書道連盟, 三重県俳句協会, 三重県障害者団体連合会
大学	2	國學院大學, 追手門大学, 梅花女子大学
株式会社	6	日本郵便, 平安閣グループ, 香老舗松栄堂
その他	17	生活協同組合コープみえ, ○○○実行委員会

6.4 内容・部門の分類

内容・部門では、文芸、ポスターや写真などの美術、アイデアやビジネスプランなど多岐にわたる（表2）。

表2 内容・部門の分類

分類	件数	主な実施名称
総合	17	第63回全国学芸コンクール, 「ポラコート全国公募 VOL.9」作品募集, 第59回静岡県芸術祭
文芸	30	第16回金融教育に関する小論文・実践コンクール, 高校文芸みえ第26号作品募集, 第28回岐阜県文芸祭
ポスター・イラスト・絵画	12	第3回古事記アートコンテスト, 第8回献血ポスターコンペティション, 各務原美術展ポスター原画募集
写真	10	あいちの離島 (佐久島・日間賀島・篠島) 『島イチ』フォトコンテスト, 関西本線フォトコンテスト, ぎふ観光フォトコンテスト2019

工作	3	第23回ちゅうでんリサイクル工作コンテスト, 第14回子どもぞうきんコンテスト
アイデア	4	第14回みえ福祉用具アイデアコンクール2019, 公園・夢プラン大賞
デザイン	4	ねんりんびっく岐阜2020メダルデザイン募集, 第3回表紙デザイン案大募集
統計グラフ	2	第63回愛知県統計グラフコンクール
ビジネスプラン	4	33FGビジネスプランコンテスト
コンサート・パフォーマンス	5	びわ湖ホールロビーでコンサート
その他	5	第24回私の個展 ~ひとり1パネル展~

6.5. 著作権にかかわる表示の調査の分類

公募要項・チラシから、主として著作権にかかわる表示の有無、「創作物の尊重」、「権利の帰属」「活用」について整理分類した。

6.6. 収集データの整理と類型化

先に挙げた、先行創造物の尊重、応募作品の権利の帰属、活用について、収集データを整理し、類型化した。公募を特定する固有名称は、「○○」に置き替えてある。

6.6.1. 先行創造物の尊重

「オリジナルであること」「自作である」ことなど、応募者本人によるものであることを求めていること、著作権侵害などの紛争が生じた場合、応募者の責任で対応することなど、作品制作にあたり、第三者の著作権を尊重すること、さらには、写真等の場合、被写体となった人物の肖像権について了解を得ているかなどを明記しているかを調査した。

6.6.1.1. 応募はオリジナルに限定することを簡潔に示す (図6)

応募は未発表かつオリジナルの作品に限ります。

図6 応募はオリジナルに限定することを簡潔に示す例

6.6.1.2. 「模倣していない作品」という表現を使用する (図7)

確認事項: 応募作品は他の作品を模倣していない作品です。

図7 「模倣していない作品」という表現を使用する例

6.6.1.3. 他人の著作物を窃用しないように促す (図8)

第三者が著作権を有している著作物 (楽曲の歌詞等) を使用しないでください。

図8 他人の著作物を窃用しないように促す例

6.6.1.4. 他人の著作物を侵害しているものは応募できないことを示す (図9)

著作権に抵触するイラストをご遠慮ください。応募作品は第三者の権利を一切侵害していないことを条件とします。

図9 他人の著作物を侵害しているものは応募できないことを示す例

6.6.1.5. 他人の著作物を侵害した場合は、入賞を取り消すことを明記する (図10)

他の作品の模倣・類似と認められる作品は、受賞決定後であっても賞を取り消す場合があります。作品中に、他人が著作権等を持つ著作物が含まれる場合には、応募者の責任において、その著作物等について著作権者等からの応募のための複製等の利用許諾を得るものとします。また、人の肖像等を利用する場合についても同様とします。

図10 他人の著作物を侵害した場合は、入賞を取り消すことを明記する例

6.6.1.6. 他人の著作物を侵害していないことを「保証」とともに、万一、争議が発生した場合の責任について示す (図11)

応募者は応募作品に関して、知的財産など第三者の権利を侵害するものでないことを保証してください。他の作品の模倣・類似など第三者の知的財産を侵害する疑いのある作品については、受賞決定後であっても受賞を取り消し、応募者は賞状及び副賞を実施主体者に返還するものとします。応募作品について、著作権等による争議が生じた場合は制作者本人が責任を負うものとし、実施主体者は一切の責任を負いません。写真を使用する場合にはオリジナル撮影したものを基本とし、著作権フリーの素材写真等を使用する場合には加工して使用してください。使用料の発生するレンタル写真は使用できません。

図11 他人の著作物を侵害していないことを「保証」とともに、万一、争議が発生した場合の責任について示す例

6.6.1.7. 他人の著作権を侵害しないことを、指導者に署名を求める (図12)

応募作品は本人のもので、著作権を侵害しないものであること。万一、著作権その他の権利に係る紛争が起こった場合は、応募者または代理人と当該著作権者との間で処理すること。また、その際には当該作品の受賞を取り消す。応募作品が著作権侵害をしていないことを、顧問等の担当教員が本人に確認したうえで、署名、捺印すること。(コピー不可)

応募者が著作権を侵害していないことを、本人に確認しました。

担当教員名

印

図12 他人の著作権を侵害しないことを、指導者に署名を求める例

6.6.1.8. 他人の著作物を使用する場合、許諾証明書の提出を求める (図13)

応募者本人が制作したオリジナルの作品で、未公表のものに限り (学校内やサークル内で発表することは問題ありません) 応募作品の映像、人物、音楽などに関する著作権などについては、応募者の責任において処理してください。著作物を使用する場合は、許諾を得た証明書を必ず添付してください (テレビ画面の映り込みやキャラクターグッズ、街頭でのBGM等も権利者の許諾が必要です) 権利侵害や損害賠償、その他作品を制作上映した場合に発生したトラブルについて、実施主体者は一切の責任を持ちません。なお、応募者は、応募作品について、第三者の著作権を侵害するものでないこと、および第三者の名誉を毀損し第三者を誹謗・中傷等を行うものでないことを保証し、第三者に対する著作権侵害について全責任を負うものとします。

図13 他人の著作物を使用する場合、許諾証明書の提出を求める例

6.6.1.9. 商標権、肖像権にも及ぶことを示す (図14)

応募作品は自作で未発表のものに限り (人物や著作権・商標権等の権利を有する者が被写体となる作品は、応募者の責任において、応募及び展示・公開等の許可を必ず得てください。また、被写体が未成年の場合、は親権者の承諾が必要です。被写体の承諾を得ていない作品の応募は不可とします。

図14 商標権、肖像権にも及ぶことを示す例

6.6.1.10. 小論文、実践報告の公募に掲載され、具体的な手法を説明する(図15)

引用・転載：著書、雑誌、新聞、研究発表等からの引用・転載は必ず出所を明記してください。
 明記方法：本文の引用箇所末尾に(※)を付し、その出所を文末、または章、節の末尾に記載してください。引用が複数ある場合には(※1)(※2)のように番号を振ってください。引用箇所に出所を明記してください。
 明記する内容：著者、書名、引用ページ、出版社、新聞名、日付、ホームページ名、アドレス名等

図15 商標権、肖像権にも及ぶことを示す例

6.6.1.11. 小論文の公募に、参考文献の引用についての手法を説明するとともに、引用元を記載しないことの問題点が簡潔に示す(図16)

参考文献の明記：参考にした文献(書籍、インターネット等)はすべて、小論文の最終ページに必ず記入してください。記入せずに他の人の文章を使用することは「盗用」とみなされてしまうことがあります。引用するときの注意点：他の人の文章はなるべく使用しないようにしましょう。どうしても使用したいときには、引用する文章はなるべく変更せず、かぎ括弧をつけて自分の文章と明確に区別したうえで、小論文の最終ページに必ず出典を記載してください。かぎ括弧や出典の記載をせずに、インターネット等で入手した他の人の文章を書き写して小論文を作成することは「盗用」とみなされてしまうことがありますので注意しましょう。

図16 小論文の公募に、参考文献の引用についての手法を説明するとともに、引用元を記載しないことの問題点を簡潔に示す例

6.6.2. 権利の帰属

公募に際し、制作物の著作権の帰属が、応募者本人に残るのか、実施主体に移転するのかを調査した。その際、著作財産権と、著作者人格権を明確に把握して、表示しているかを調査した。

6.6.2.1. 応募した時点で著作権が実施主体者に帰属することを示す(図17)

応募作品の一切の権利は、〇〇に譲渡されます。

図17 応募した時点で著作権が実施主体者に帰属することを示す例

6.6.2.2. 応募した時点で著作権とともに、物的な所有権なども実施主体者に帰属することを示す(図18)

応募作品の所有権や著作権などの権利は、実施主体者に帰属します。

図18 応募した時点で著作権とともに、物的な所有権なども実施主体者に帰属することを示す例

6.6.2.3. 応募した時点で著作権とともに、「翻案権」が実施主体者に帰属することを示す(図19)

応募作品の著作権・翻案権は〇〇に帰属します。

図19 応募した時点で著作権とともに、「翻案権」が実施主体者に帰属することを示す例

6.6.2.4. 著作権に代えて「版權」が使われ、さらに、著作権のうちの公衆送信権が実施主体者に帰属することを示す(図20)

応募作品の版權・公衆送信権は、当実施主体者に帰属します。

図20 著作権に代えて「版權」が使われ、さらに、著作権のうちの公衆送信権が実施主体者に帰属することを示す例

6.6.2.5. 著作権以外にも、あらゆる権利が実施主体者に帰属することを示す(図21)

応募作品の著作権並びに作品に発生する全ての権利は〇〇に帰属するものとします。

図21 著作権以外にも、あらゆる権利が実施主体者に帰属することを示す例

6.6.2.6. あらゆる権利が実施主体者に帰属することを示す(図22)

作品の権利は、二次使用を含めて〇〇に帰属します。

図22 あらゆる権利が実施主体者に帰属することを示す例

6.6.2.7. 入賞した場合に著作権と「版權」が実施主体者に帰属することを示す(図23)

入賞作品の著作権、版權は実施主体者に帰属します。

図23 入賞した場合に著作権と「版權」が実施主体者に帰属することを示す例

6.6.2.8. 作品集掲載作品（入賞）の著作権は実施主体者に帰属することを示す例。ただし転用の場合の処理を説明している（図24）

作品集掲載作品の著作権は実施主体者に移転します。作品集掲載作品に関するすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は実施主体者に移転します。ほかの出版物（自費出版刊行物・サークルの作品集非商業誌を含む）への掲載を希望される場合は、掲載申請を提出してください。掲載されなかった応募作品の著作権は実施主体者に移転しません。

図24 作品集掲載作品（入賞）の著作権は実施主体者に帰属することを示す例。

6.6.2.9. 入賞した場合に、期間を定めて「著作権」が実施主体者に帰属することを示す（図25）

入選作品の著作権は発行日から6か月間実施主体者に所属するものとします。

図25 入賞した場合に、期間を定めて「著作権」が実施主体者に帰属することを示す例

6.6.2.10. 著作権は応募者に帰属する。ただし、著作者人格権を行使することができないことを規定している（図26）

応募作品の著作権は撮影者（応募者）に帰属することとします。その場合でも著作者人格権を行使することはできません。

図26 著作権は応募者に帰属する。ただし、著作者人格権を行使することができないことを規定している例

6.6.2.11. 著作権は応募者に帰属するが、「使用权」は実施主体者に帰属することを示す（図27）

応募作品は著作権などの権利のすべてが応募者に帰属するものに限り、受賞作品の著作権は作者にあります。使用权は実施主体者が有します。受賞作品は、実施主体者が作成する作品集に使用するほか、実施主体者が催す展示・管理する印刷媒体、ホームページ、SNSなどに無償で使用させていただきます。実施主体者は受賞作品を優先的に使用できる権利を保有します。

図27 著作権は応募者に帰属するが、「使用权」は実施主体者に帰属することを示す例

6.6.3. 活用（権利の帰属との関連も含む）

公募が終了したのち、制作物が、展示、図録等への収

録、ホームページ等への掲載などの方法によって公開・活用されるか否かを分類した。その際、実施主体によって、何らかの修正加工がなされるのか、応募作品が応募者本人に返却されるか否かについても調査した。

6.6.3.1. 入賞の有無に関係なく、応募作品を返却しないとする（図28）

応募作品は返却いたしません。

図28 入賞の有無に関係なく、応募作品を返却しないとする例

6.6.3.2. 入賞の有無に関係なく、応募作品を返却しないとする一方、公表と使用について示す（図29）

ご応募いただいた作品は返却できません。ご応募いただいた作品はホームページやその他の発表および弊社広告などで使用させていただく場合がございます。

図29 入賞の有無に関係なく、応募作品を返却しないとする一方、公表と使用について示す例

6.6.3.4. 入賞の有無に関係なく、応募作品を返却しないとする一方、同一性を維持しないことがあることを示す（図30）

作品は理由を問わず返却しません。作品公表の際には個別企業名や商品名に関する表記を変更させていただくことがありますので、予めご了承ください。佳作の作品は公表しません。

図30 入賞の有無に関係なく、応募作品を返却しないとする一方、同一性を維持しないことがあることを示す例

6.6.3.5. 入賞の有無に関係なく、応募作品を返却しないとする一方、展示権を行使することを示す（図31）

応募作品は返却いたしません。作品については当協会ならびに加盟会社等で許諾を得ることなく展示・使用することがあります。

図31 入賞の有無に関係なく、応募作品を返却しないとする一方、展示権を行使することを示す例

6.6.3.6. 入賞した場合の展示と、同一性を維持しないことを示す（図32）

入賞作品等は、県各地で開催される作品展示会において一般公開します。入賞作品以外の作品は、応募者に返却します。入賞作品は、統計の普及啓発のため、全部または一

部を加工の上、印刷物等で使用することがあります。

図32 入賞した場合の展示と、同一性を維持しないことを示す例

6.6.3.7. 入賞した場合に、同一性を維持しないこと、氏名を表示すること、対価を支給しないで使用することを示す例（図33）

ポスター化する際、オリジナリティを損なわない程度にサイズなどの一部を修正、補正を行う場合があります。ポスター化する際には本人の了承のもとに氏名等を掲載する予定です。実施主体者による受賞作品の広告しようなどに関し、応募者・制作者本人への使用料が発生することなく実施主体者は受賞作品を広告などに使用できるものとします。

図33 入賞した場合に、同一性を維持しないこと、氏名を表示すること、対価を支給しないで使用することを示す例

6.6.3.8. 入賞した場合に、作品を使用すること、同一性を維持しないこと、氏名の表示について示す（図34）

〇〇または〇〇の許可した団体は、応募者の許可を要することなく無償で応募作品をパンフレット、WEB媒体等に利用し、また、営利以外の目的で二次利用（加工、複製、上映、頒布）出来るものとします。その場合においては必要に応じ、名前、住所（〇〇市は区まで、その他は市町村まで）を表示することがあります。なおニックネームでご応募いただいた方は、実名ではなくニックネームで表示することがあります。入賞者の作品が新聞に掲載される際は実名での掲載となります。また、応募作品の利用にあたり、応募作品の一部を加工することがあります。

図34 入賞した場合に、作品を使用すること、同一性を維持しないこと、氏名の表示について示す例

6.6.3.9. 入賞した場合に、作品を使用すること、その場合同一性を維持しないが、限定した範囲であることを示す（図35）

〇〇実行委員会（以下「実行委員会」という）（実行委員会が指定するものを含む、以下同じ）が入賞した作品を利用するにあたっては、入手者の氏名を表示します。実行委員会が入賞作品をメダル等へ採用する場合、入賞作品の拡大縮小、色調変更、一部修正など改変を加えることをあらかじめご承諾いただくものとします。ただし、入賞作品の本質的な部分を損なうことが明らかな改変はできないも

のとします。実行委員会は前項以外の改変を行う場合は、予め入賞者の許諾を得るものとします。実行委員会は、入賞作品を次に掲げる利用目的に利用できるものとします。入賞作品発表のため、または本大会をPRするために、印刷物に掲載の上複製して無料で配布すること。またウェブ等に掲載し、無料で配信すること。本大会の記録として保存するために複製等すること。メダル等を作成し、本大会の成績優秀選手並びに参加選手に授与すること。入賞者が入賞作品を利用の際は公序良俗に反するような利用はしないことをあらかじめ承諾いただくものとします。応募作品は返却しません。

図35 入賞した場合に、作品を使用すること、その場合同一性を維持しないが、限定した範囲であることを示す例

6.7. 各種公募コンテストの考察

公募にあたって、実施主体者は、応募作品が応募者の手によるオリジナルであることを大前提にしているが、一方、合法的な引用の仕方などをわかりやすく説明しているものもあり、他の第三者を尊重することを共通認識することができるので良い方法であると考えられる。しかし、権利の帰属については、応募と同時に実施主体者に移転・帰属することとなる事例や、入賞した場合に実施主体者に移転・帰属する事例、移転せず応募者に帰属する事例など、問題点は多岐にわたることがわかった。応募と同時に実施主体者に移転・帰属する事例は、入賞しなかった場合でも、権利は応募者に残らないので、創作者が自由に使用できないことになってしまう。入賞した場合に実施主体者に移転・帰属する事例も、入賞に際して授与される賞金や賞品が、果たしてその創作物の経済的価値に相当するのかが問題になる。すなわち、公募を行うことによって、悪意をもった実施主体者であれば、作品の経済価値を下まわる僅少な賞金・賞品の付与と交換に、多額の経済価値を搾取するようなことも想定される。このことから、著作物の財産権は、当然に著作者人格権と合わせた著作権を応募者に帰属する例が本来好ましい。入賞した場合に、期限を定めて、いわゆる「使用する権利」を実施主体者に存在することを要項で事前に規定しているのは現実的であり、実施主体者による募集と、創作者による応募が民法に定める契約である以上、正しい方法であると言える。

しかし、一身専属の権利である著作者人格権は、例えば募集要項に規定したとはいえ、帰属を移転することができないものであるため、法の趣旨に反しており、改善が

必要である。ただし、同一性保持権を維持しないなどと規定されているのは、ポスターの原画募集などに見られ、募集にあたって事前に要項に規定されているものは、募集者と応募者の間の契約として位置づけられるものであり、明示的に表示することによって問題はないと考えられる。また「著作権」と示される事例も多くあるが、これは現行の著作権法にはない権利であるので、これも改善が必要である。

本節では、著作権だけではなく、特許権や意匠権などの産業財産権にもかかわって、各種の公募の事例を調査し、類型化することによって、公募の募集者、応募者の双方の立場から、創作物の取り扱い例の類型化を試みた。さらに法令順守について検討した結果、様々な課題が発見できたが、それは、基礎基本の知識が広く社会に普及していないことに起因していると考えられ、学校教育における生徒・学生への知財教育に限定せず、広く社会一般への知財教育が重要となると考えたい。

7. With/After コロナを見据えた知財教育

本稿では、図書資料の著作権表示、新聞の著作権規定、各種コンテスト公募に関わる著作権規定の3局面において、著作権に対する状況を調査した結果、書籍・雑誌などの図書資料は、社会状況の変化や著作権法の改定の変遷を見ることができ、著作権のあり方を学習・研究するためには、やや複雑ではあるが適切な存在であること、新聞は、社会状況をリアルタイムに反映しているだけではなく、クリッピングなど実際に取り扱う上でもまさに生きた教材であり、著作権教育教材として最適とすることができる。各種コンテストの公募規定は、教育的な配慮が見られる一方、不適切な規定も多々存在し、問題意識を把握させる教材としては有効であることがわかった。今後、公募者と応募者の双方の立場に立った知財意識の普及啓蒙が重要になってくる。

ところで、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、教育活動や学術研究発表の場は、オンラインの活用が急速に動き始めた。オンラインアプリの活用は、教育活動や研究活動を停めることなく、実施することができた。しかし、著作権にかかわる課題も顕在化することとなった。公衆送信権の理解、補償費用の配分など、著作権にかかわる課題が認識され始めた。しかし、著作権を意識したオンライン授業は必ずしも多くないことも顕在化してきており^{注14)}、教育現場では知財意識の二極化が顕著である。著作権法は、社会情勢に即して改正されることが多々あるが、With/After コロナを見据えて知財教育の

観点から、さらに改正すべき点を洗い出していく必要がある。

日本の知財教育は、知財立国宣言¹⁶⁾と知的財産基本法^{注15)}を経て、20年に及ぶ期間にわたって構築が続けられてきた。同法第21条では「国は、国民が広く知的財産に対する理解と関心を深めることにより、知的財産権が尊重される社会を実現できるよう、知的財産に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知的財産に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする」と知財教育の振興を述べている。ここでは、知的財産権とは、特許権をはじめとする産業財産権を企図しているが、これは、著作権と共に知的財産権の両輪として位置づけられる。

知財教育と類似、あるいは関連する教育領域は、「知財権教育」「著作権教育」「産業財産権教育」と多数存在する。筆者は、2016年に知財教育の構成案¹⁷⁾を示し、これをもとに、さらに全体に改良を加え、2019年に構成案を改定し、「統合的普遍的な知財教育」を内閣府が呼ぶ「知財創造教育」と同義であるとした。内閣府の知財創造教育コンソーシアムでは、With/After コロナの知財教育に向けての政策立案¹⁸⁾を進めており、その一環として、生徒・学生の目線に沿った知財教育は、より一層の充実が求められる。改めてこれらの関係(図36)を示し、教育関係者の理解を仰ぎたい。

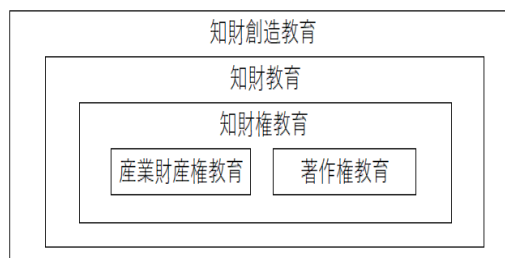


図36 知財教育体系の構成

注：

注1) 厚生労働省は、「働き方の新しいスタイル」として「テレワークやローテーション勤務」「会議はオンライン」を実践例として挙げている。

注2) 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)

注3) 人気漫画を無断で掲載したとして海賊版サイト「漫画村」の元運営者は、著作権法違反などの罪に問われ「著作物の収益構造を根底から破壊し、文化の発展を妨げかねない」として、有罪判決が出された。

注4) 官公庁や企業の取り扱う個人情報や機密情報が、ファイル共有ソフト「Winny」を導入した職員の私

有・私用パソコンを使用した際にウイルスに感染し、情報漏洩を招いた。

注5) ファイル共有ソフト「Share」を通じて、ゲームソフトや漫画作品を権利者に無断でアップロードして送信できる状態にし、著作権を侵害した。

注6) 東京オリンピック2020大会の公式エンブレムを巡り、採用されたエンブレムがベルギーの劇場のロゴマークと類似していると指摘された。盗作疑惑問題が拡大するなかで、著作権侵害に該当するかの判断を経ずに、組織委員会は、一般国民の理解を得られないことを理由に白紙撤回した。

注7) 日本産業技術教育学会第27回情報分科会（鳴門）2012で「情報教育における著作権の指導方法 一書籍の電子データ化をめぐる一」を口頭発表したものである。

注8) 日本教育工学会研究会（JSET13-1）2013で口頭発表「知財教育の一環としての著作権指導に関する一考察－図書資料の著作権表示調査から－」で筆者が口頭発表したものである。

注9) 日本教育メディア学会2019年度第2回研究会研究会2020で「著作権法の制度は、著作者を保護しているのか－新聞の著作権規定から考える－」を筆者が口頭発表したものである。

注10) 日本教育工学会研究会（JSET19-4）2019で、筆者が中村、長田、松田とともに「著作権法の制度は、著作者を保護しているのか：各種コンテストの著作権規定から考える」を口頭発表したものである。

注11) POD出版は、オンデマンド印刷により紙書籍を出版することで、書店での販売ではなくインターネットを通して注文する。大量印刷することがないので少数の出版や自費出版に向いている。

注12) 自炊とは、紙に印刷された書籍や雑誌を裁断して、スキャナーで読み取ってデジタルデータ化し、自ら電子書籍をつくることを意味する隠語である。適切な用語が形成される前に、隠語がそのまま社会で使用され、一時期、新しいビジネスモデルとなったかのように、これを代行する業者が現れ林立したが、著作権侵害として最高裁で確定し、以後姿を消した。

注13) クリッピングとは、自社や他社が新聞や雑誌など報道されていることを把握するため、記事等の切り抜きを保管することで、かつては紙面を鋏で切り抜きスクラップブックに貼り付ける作業であったが、今日では、スキャンしてサーバに保存することで即座に情報共有することができる。複製権のほか、公

衆送信権からも課題とされる。

注14) 著作権を意識したオンライン授業が多くないことは、筆者が内閣府の知財創造教育推進コンソーシアム普及実践ワーキングで問題提起し、最終報告書には「オンライン授業のマニュアルをいくつかの学校から収集したところ、著作権に触れている学校はなかったとの指摘があった」と収録されている。

注15) 知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）

参考文献：

- 1) 文化庁 <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/> (2021.9.30最終確認)。
- 2) (公財) 著作権情報センター <https://www.cric.or.jp/index.html> (2021.9.30最終確認)。
- 3) (一社) 私的録音補償金管理協会 <http://sarah.or.jp/> (2021.9.30最終確認)。
- 4) 野中陽一編, 教育の情報化と著作権教育, 三省堂, (2010)。
- 5) 大和淳, 野中陽一, 山本光, 先生のための入門書 著作権教育の第一歩, 三省堂, (2013)。
- 6) 森田盛行, みんなで学ぼう学校教育と著作権 著作権の基本から指導まで~, (公社) 全国学校図書館協議会, (2019)。
- 7) 日本知財学会知財教育分科会, 知財教育の実践と理論 小・中・高・大での知財教育の展開, 白桃書房, (2013)。
- 8) 朝日新聞社 <https://www.asahi.com/policy/copyright.html?iref=footer> (2021.9.30最終確認)。
- 9) (一社) 日本新聞協会 https://www.pressnet.or.jp/statement/copyright/971106_86.html (2021.9.30最終確認)。
- 10) 河北新報社 <https://www.kahoku.co.jp/policy.html> (2021.9.30最終確認)。
- 11) 産経新聞社 <https://www.sankei.jp/inquiry/use-text> (2021.9.30最終確認)。
- 12) 中日新聞社 <https://www.chunichi.co.jp/info/copyrights> (2021.9.30最終確認)。
- 13) 西日本新聞 <https://c.nishinippon.co.jp/service/> (2021.9.30最終確認)。
- 14) 日本経済新聞 <https://www.nikkei.com/info/copyright.html> (2021.9.30)

最終確認).

15) 読売新聞

<https://www.yomiuri.co.jp/policy/copyright-conditions/>
(2021.9.30最終確認).

16) 世良清, 日本の知財教育の経緯と展望 - 知財政策とともに進展してきた知財教育の到達点を考える -, 日本教育学会知財教育分科会編集委員会, 知財教育分科会10周年記念出版 知財教育研究, NextPublishing Authors Press, (2020).

17) 荒井寿光+知的財産国家戦略フォーラム, 知財立国, 日刊工業新聞社 (2002).

18) 知財創造教育コンソーシアム普及実践ワーキンググループ, ニュー・ノーマルを担う人材の育成に向けて - 知財創造教育の普及・実践 -, 内閣府 (2021).